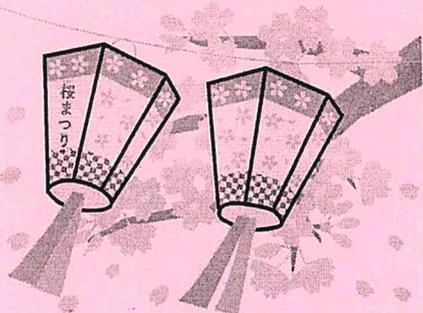


洲原

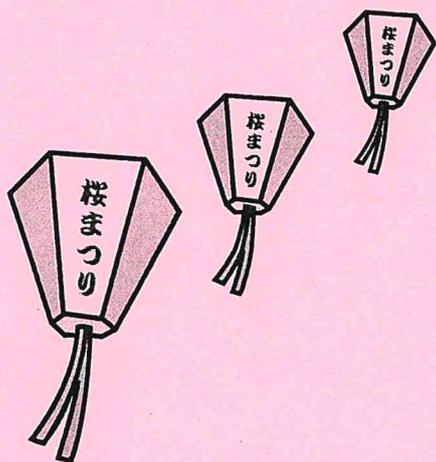
回
覧

桜まつり



開催日 : 令和8年4月5日(日)
ライトアップ : 令和8年3月24日~4月11日
場所 : 洲原緑地内(洲原社)

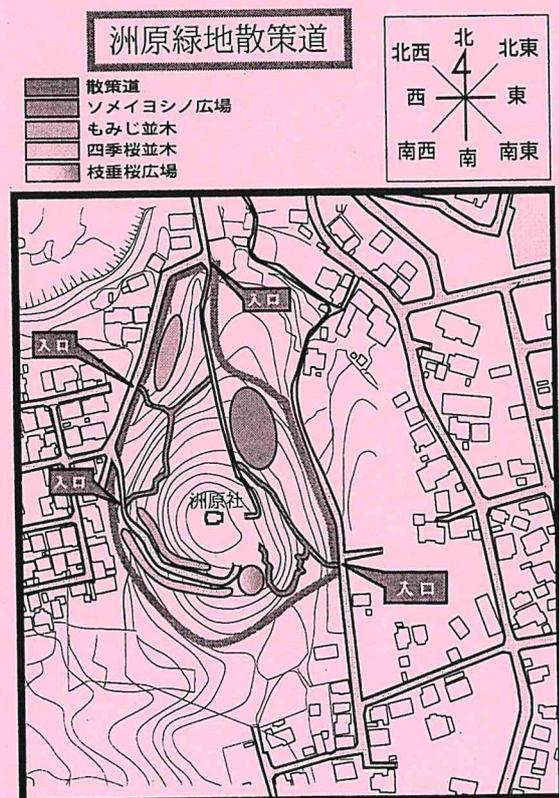
お花見をおたのしみください



主催:洲原会・洲原緑地愛護会
協賛:米野木区



洲原社



令和8年度米野木子ども会 資源回収年間予定表 (保存版)

いつも米野木子ども会の資源回収にご協力いただきまして誠にありがとうございます。
回収方法は個別回収です。令和8年度もご協力をよろしくお願い致します。



年間予定表と分別方法をご案内させていただきます。(毎月第2日曜日)

(※ 雨天決行・午前8:00までに、ご自宅玄関前の道路までお出し下さい。)

| | | | |
|----------|----------|-----------|----------|
| 4月12日(日) | 7月12日(日) | 10月11日(日) | 1月10日(日) |
| 5月10日(日) | 8月9日(日) | 11月8日(日) | 2月14日(日) |
| 6月14日(日) | 9月13日(日) | 12月13日(日) | 3月14日(日) |

□古紙の分別方法のご案内 (恐れ入りますが、指定置場に、種類ごとにお出しください。)



【新聞】

- ・新聞紙・折込チラシ
(一緒にしばってもOK)

紐で十文字(一文字)に縛って出して下さい。



【段ボール】

- ・中に波状の板紙があるもの

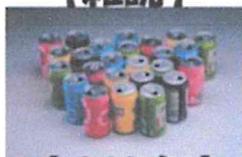
箱はつぶし、そのまま積み上げて出して下さい。飛散の恐れがあるものは、まとめて縛ってお出し下さい。



【雑誌】

- ・雑誌・本・ノート・カケガ・ワイド古紙など
- ※「雑がみ」は「雑誌」に含めて回収します。
- (はがき・封筒・トレット[®]・P[®]・ヤラップ[®]の芯、
値札、名刺、紙袋等)

紐で十文字(一文字)に縛って出して下さい。雑がみのうち、小さいものは、紙袋に入れてお出し下さい。



【アルミ缶】

- ・ジュース缶やビール缶など
(潰しても潰さなくてもOK)
- ・ｽﾌﾟｰﾙ缶は出せません

洗って、乾かし、ビニール袋に入れてお出し下さい。



【牛乳パック】

- ・ジュースや牛乳等、中が白地のもの
(中がアルミコーティングされたものは×)

洗って図の様に開き、乾かし、縛って(又は紙袋・ビニール袋に入れて)お出し下さい。



【古着】

- ・衣服・毛布・タオルなどリサイクル可能なもの
(破れた衣服、布団、社名入工ホム、カーテン、
汚れたものは洗濯後、お出し下さい)
- ・端切れはお出し頂けません。

ビニール袋(袋の指定なし)に入れてお出し下さい。

※次のものは、紙の原料となりません。古紙に混ぜて出さないで下さい。

カーボン紙、紙コップ、紙皿、写真、洗剤の箱(臭いの強い紙箱)、ファイルの金具、発泡スチロール

【連絡先】回収業者：興亜商事(0561-62-3100)

令和8年3月吉日 近隣住民の皆様へ

東名高速道路拡幅工事に伴う 米野木地区（北山）側道 通行止めのお知らせ

早春の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃より、東名高速道路の拡幅工事に対し、多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在進めております東名高速道路（上り線）の拡幅事業に伴う「豊田 38 函渠の延伸工事」につきまして、先般（1月）にご案内しておりました工事期間に一部変更が生じました。ご予定を立てられていた皆様には、多大なるご迷惑をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。変更後の工事内容および通行規制については、下記の通り実施させていただきます。

近隣の皆様には、引き続きご不便をおかけいたしますが、安全第一で工事を進めてまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 工事概要

- ・ 工事名 : 東名高速道路 日進三好地区（上り線）拡幅工事
- ・ 工事内容 : 日進 JCT～東名三好 IC 間の上り線付加車線整備に伴う、土工・橋梁・舗装の拡幅など

2. 通行止めの内容

- ・ 規制期間 : 令和8年3月16日～令和8年6月30日
※関係機関との協議や天候等により、期間が変更となる場合がございます。
- ・ 規制時間 : 【側道】日中通行止め（月～金 : 9:00～7:00）
※原則として夜間は通行可能ですが期間中の3日間程度夜間も継続して通行止め（24時間連続）となる場合がございます。
【函渠内】終日通行止め
- ・ 規制区間 : 東名側道北1号線（東名高速上り線の側道）および豊田38函渠内（豊田37～豊田39函渠の間）※詳細につきましては裏面の位置図をご覧ください。

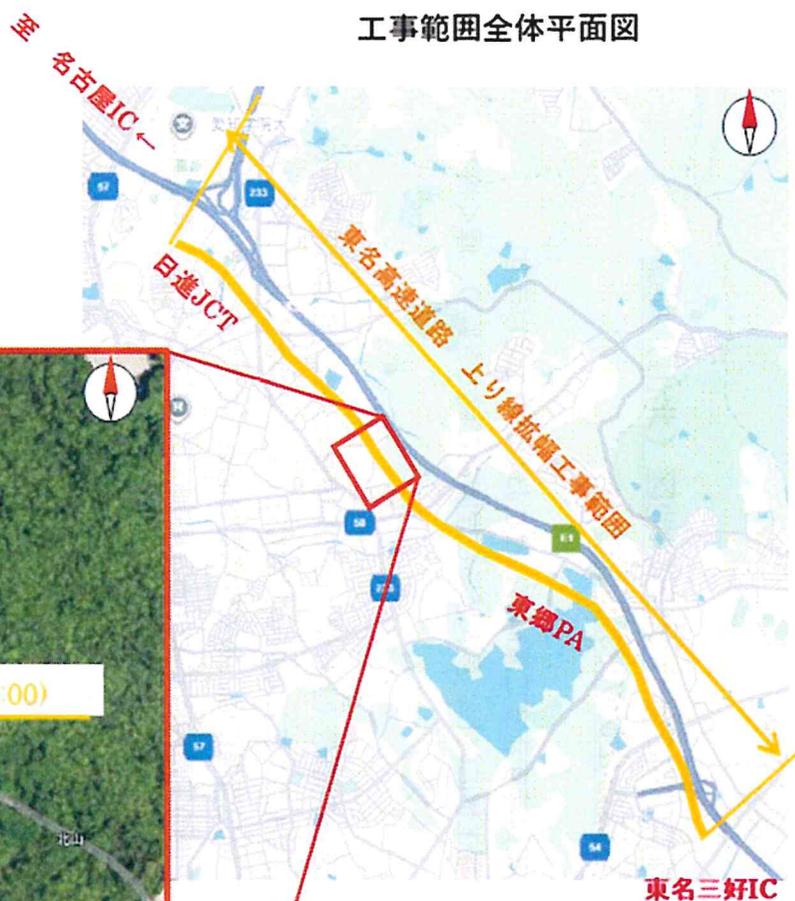
3. お問い合わせ先

- ・ 発注者 : 中日本高速道路株式会社 名古屋支社 名古屋工事事務所
- ・ 施工者 : 五洋・徳倉特定建設工事共同企業体（五洋・徳倉 JV）
- ・ 工事事務所 : 愛知県日進市竹の山 1-1707 竹の山テラス 1-B
- ・ 電話番号 : 0561-56-1082（担当 : 現場代理人 小林 / 監理技術者 大木）

以上

<規制位置図>

- ・規制期間： 令和8年3月16日 ～ 令和8年6月30日
- ・規制時間： 【側道】日中通行止め（9:00～17:00）
工事の進捗状況により期間中3日程度夜間通行止めの場合もあります。
- 【函渠内】終日通行止め
- ・規制区間： 東名側道北1号線（東名高速上り線の側道）
豊田39函渠～柿ノ木島・北山線（豊田37函渠）の間



通行止め箇所平面図

令和8年3月吉日

住民の皆様へ

愛知県尾張建設事務所
日進市

土砂災害防止法に基づく立入り調査について（お願い）

日頃は、愛知県並びに日進市の行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、全国で多発する集中豪雨等により土砂災害が発生し、人命に関わる被害が報告されている状況の中、愛知県では土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれがある土地を把握するための基礎調査を進めております。この調査をもとに、土砂災害のおそれのある土地につきましては、関係する住民の皆様にご周知の上、土砂災害警戒区域等に指定し、大雨の際の警戒避難体制の充実などの対策を推進していく予定です。なお、この調査により必ず土砂災害警戒区域等に指定されるわけではございません。また、対策工事を実施するための調査ではありません。

つきましては、下記のとおり現地の立入り調査を実施いたしますので、皆様のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1. 調査期間 令和8年4月上旬 ～ 令和8年7月下旬（予定）
2. 調査箇所 裏面地図のとおり
※航空測量成果などの机上調査により調査箇所を抽出しているため、現地確認により今回調査の対象外となる場合があります。
3. 調査内容
 - ・測量器具（赤白ポール、簡易測距器など）を用いた斜面の計測
 - ・斜面付近の土地利用状況や構造物等の確認
 - ・現地状況の写真撮影
 - ・被災経験などに関する聞き込み調査
4. 調査員 株式会社 ニュージェック
(問合せ先) 地圏グループ防災地質チーム 担当：鈴木、千々岩
電話 03-5628-7660 (グループダイヤル)
5. その他
 - ①宅地に立ち入る際には、事前に声をかけさせていただきます。
 - ②調査にあたり、樹木の伐採等はいたしません。
 - ③調査員は「基礎調査」の腕章を着用し、愛知県尾張建設事務所が発行する身分証明書を携帯します。
 - ④調査員の車両には「土砂災害防止法 基礎調査実施中」と掲示します。

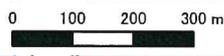
愛知県尾張建設事務所
河川整備課 事業第1グループ 担当：肥田、森
電話 052-961-4447 (ダイヤル)日進市
道路河川課 担当：藤原、磯村、伊藤
電話 0561-73-2542 (ダイヤル)

調査箇所図(日進市米野木町)



凡例

| | |
|---|------|
| | 対象箇所 |
| | 字界 |



背景地図出典: 国土地理院

【現地調査イメージ】



測量器具を用いて、斜面の計測を行います。

【作業車両について】

調査作業車両

業務名：土砂災害警戒区域等 基礎調査業務委託（その2）

発注者：愛知県 尾張建設事務所 河川整備課

* 作業車両に関するお問い合わせ

受注者：(株)ニュージェック 地図グループ

〒136-0071 江東区亀戸 1-5-7 錦糸町プライムタワー

TEL：03-5628-7660（グループ代表）

調査作業中は車内に上の図のような紙面を掲示します。

【調査作業員の服装について】※画像は例です。



作業服とヘルメットを着用します。

第 号 令和 年 月 日

身分証明書

受注者名：株式会社ニュージェック
所在地：名古屋市中央区三の丸2-6-1
氏名：〇〇 〇〇
生年月日：

委託業務：土砂災害警戒区域等
基礎調査業務委託（その2）
業務箇所：名古屋市天白区土原地内始め
有効期限：令和〇年〇月〇日

証明写真

上記の者は愛知県発注の委託業務の従事者であり、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第5条第1項の規定により基礎調査のために他者の占有する土地への立ち入り等ができる者であることを証する。

愛知県尾張建設事務所長
氏名 印

身分証を携帯します。



腕章を着用します。

◆調査協力をお願い◆

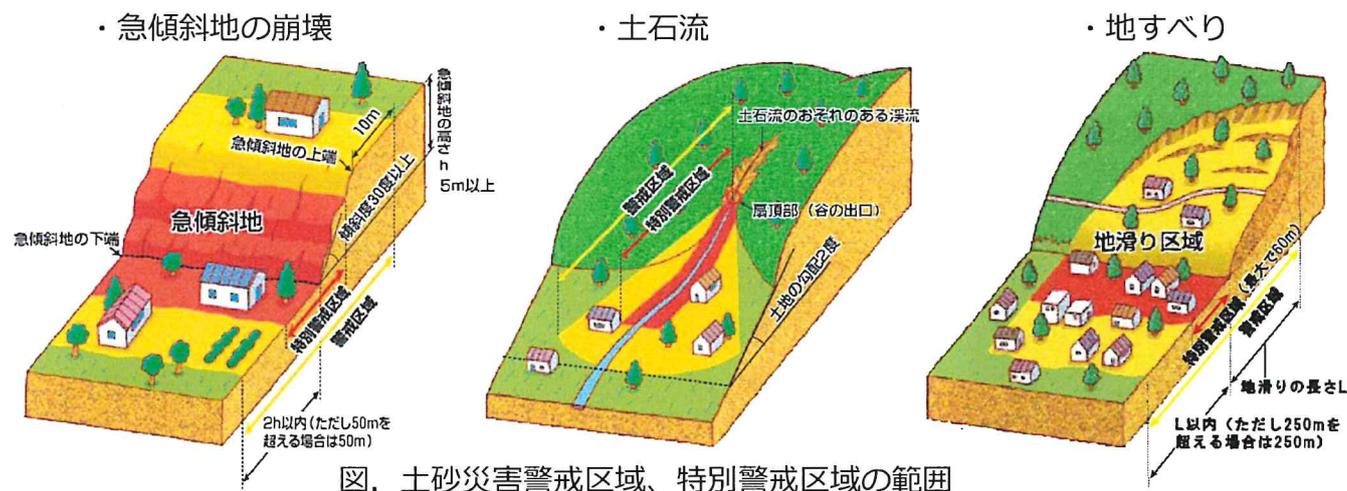
- ①お住まいの皆様や土地の所有者様の許可をいただいた上で、敷地内に立ち入らせていただきます。
(家屋内に立ち入ることはありません)
- ②調査時には、お住まいの皆様や土地の所有者様の立会は不要です。
- ③立木の伐採は行いません。また、田畑を荒らさぬよう細心の注意をもって調査を行います。
- ④調査の状況によっては、このチラシをご覧の皆様方の土地に立ち入らない場合があります。
(立ち入りが不要となった旨の連絡は行いません。)
- ⑤調査の結果により再調査をお願いする場合があります。

土砂災害防止法による基礎調査のお知らせ

この度、土砂災害防止法による基礎調査を実施いたしますので、お知らせいたします。基礎調査では、調査員が土地に立ち入り、測量機器等を用いて地形等の確認を行います。土地に一時的に立ち入る場合がありますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

●土砂災害防止法とはなに？

土砂災害防止法とは、正式名称を「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」といい、土砂災害から住民の方々の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地抑制、既存住宅の移転の促進等の対策を推進するものです。この法律により基礎調査を実施し、**土砂災害警戒区域**、**土砂災害特別警戒区域**を指定しています。



●基礎調査とはなにをするの？

地形、地質、土地利用状況等を踏まえて、区域指定及び土砂災害防止対策に必要な机上及び現地調査を実施します。具体的には机上で地形図・航空写真等を用いて土砂災害のおそれのある箇所を抽出し、現地調査により区域の範囲を設定します。これらのことを基礎調査と呼んでいます。

●なぜ個人の土地に立ち入ることができるの？

土砂災害防止法において以下のとおり定められています。

「第5条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。」

ご不明点等ございましたら下記までお問い合わせください

●発注者：愛知県尾張建設事務所河川整備課 052-961-4447

●受注者：株式会社ニュージェック 03-5628-7660

愛知県

